

目 次

はじめに

第1章 労働安全衛生法とは

- 1 労働安全衛生法の制定…………… 1
- 2 労働安全衛生法の体系…………… 2
- 3 告示、公示、指針の性格…………… 5
- 4 労働安全衛生法の基本…………… 6

第2章 安全衛生管理体制

- 1 50人以上の事業場で設けるべき体制……………13
- 2 50人未満の事業場の体制……………29
- 3 作業主任者……………32
- 4 産業保健スタッフの職務……………33
- 5 安全委員会・衛生委員会……………36

第3章 自主的な安全衛生活動

- 1 規制から自律的労働安全活動へ……………53
- 2 法令遵守だけでは防げない労働災害……………53
- 3 安全衛生マネジメントシステム……………54
- 4 リスクアセスメントの実施……………58
- 5 日常的な安全衛生活動……………61

第4章 安全衛生教育

- 1 安全衛生教育の重要性……………65

2	雇入れ時、作業内容変更時の教育	68
3	特別教育	69
4	職長等教育	72
5	能力向上教育	73
6	作業手順	74

第5章 健康診断

1	労働安全衛生法に基づく健康診断とその目的	77
2	一般健康診断	78
3	有害業務の健康診断	87
4	行政指導による健康診断（指導勧奨）	96
5	都道府県労働局長が指示する臨時の健康診断	101
6	労働者の受診義務	101
7	労働者の自己保健義務	103
8	二次健康診断	104
9	健康診断後の実務	105
10	健康診断の費用と賃金	113
11	健康管理手帳	115

第6章 過重労働対策

1	過重労働と健康	119
2	過重労働対策	121
3	医師の働き方改革	131

第7章 メンタルヘルス対策

1	メンタルヘルス対策	133
2	心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き	140
3	ストレスチェックと面接指導	142
4	職場環境の改善としての長時間労働対策	144

第8章

病者の就業禁止、受動喫煙防止対策、高年齢労働者の安全と健康確保対策

- 1 病者の就業禁止 ……145
- 2 受動喫煙対策 ……149
- 3 高年齢労働者の安全と健康確保対策 ……160

第9章

騒音障害防止対策、熱中症予防対策、腰痛予防対策、情報機器作業の労働衛生管理

- 1 騒音障害防止対策 ……169
- 2 腰痛予防対策 ……174
- 3 熱中症予防対策 ……179
- 4 情報機器作業の労働衛生管理 ……184

第10章

化学物質の自律的管理

- 1 2022年改正前の労働安全衛生関係法令における化学物質規制のしくみ…189
- 2 化学物質の自律的管理へ ……190
- 3 化学物質の自律的管理 ……193
- 4 新規化学物質の有害性調査（安衛法57条の4） ……213
- 5 指針・通達による化学物質対策 ……214

第11章

特別規則による規制

- 1 有機溶剤 ……217
- 2 特定化学物質 ……224
- 3 鉛 ……232
- 4 電離放射線障害の防止対策 ……237
- 5 酸素欠乏症等の防止対策 ……241
- 6 高気圧による健康障害防止 ……243

7	粉じん障害の防止対策	247
8	石綿による健康障害の防止	251

第12章 労働安全衛生規則衛生基準、事務所則

1	有害な作業環境管理	261
2	安衛則衛生基準	266
3	事務所衛生基準規則	274

第13章 作業環境測定、呼吸用保護具

1	作業環境測定	277
2	呼吸用保護具	283
3	呼吸用保護具の選択	283

第14章 健康情報の管理

1	労働安全衛生法と健康情報	289
2	健康情報に関する法規制	290
3	健康情報の取扱いについての留意事項	291
4	健康情報の収集について	293
5	個人データの第三者提供	297
6	健康情報の漏洩、滅失、毀損のための安全管理措置 (個人情報保護法23条)	300
7	保有個人データの開示請求(個人情報保護法33条)	301
8	苦情処理(個人情報保護法40条)	302
9	健康情報の収集制限	302
10	保管について	305
11	健康情報等の取扱規程	305

第15章 パワーハラスメント対策

- 1 企業のパワハラ対策義務 ……………311
- 2 パワハラ指針 ……………311
- 3 パワーハラスメントと企業の法的責任 ……………322
- 4 パワハラ指針の問題点 ……………323

第16章 派遣・請負への対応

- 1 派遣労働者の安全衛生管理 ……………327
- 2 請負人（一人親方、下請業者）に対する措置 ……………337

第17章 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定基準

- 1 過重労働による脳・心臓疾患の労災認定基準 ……………343
- 2 精神障害による労災請求 ……………351

第18章 安全配慮義務とは何か

- 1 業務上災害の補償 ……………363
- 2 民事上の損害賠償責任 ……………363
- 3 安全配慮義務とは何か ……………368

第 1 章 労働安全衛生法とは

1 労働安全衛生法の制定

日本国憲法27条2項の「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」を受けて1947年に制定された労働基準法には、その第5章安全および衛生に14箇条にわたり危害防止のための規定、すなわち、危害の防止（第42条～第45条）、安全装置（第46条）、性能検査（第47条）、有害物の製造禁止（第48条）、安全衛生教育（第50条）、健康診断（第52条）などが設けられていました。そして、同法に基づく労働安全衛生規則が定められていました。

その後、ボイラー及び圧力容器安全規則を始めとする規則が制定され、さらに、1960年にじん肺法、1964年に労働災害防止団体等に関する法律（1972年改正により、労働災害防止団体法）が制定されています。

1959年：ボイラー及び圧力容器安全規則、電離放射線障害防止規則および労働基準法第48条（製造禁止）の有害物を指定する省令

1960年：高気圧障害防止規則

1962年：クレーン等安全規則

1967年：鉛中毒予防規則

1968年：四アルキル鉛中毒予防規則

1971年：特定化学物質障害予防規則

1972年：酸素欠乏症等予防規則、事務所衛生基準規則

1955～73年の20年近くの間、国民総生産が対前年比10%も増加するというような日本経済の高度成長は、公害問題を引き起こしただけでなく、労働災害の面でも災害の大型化※1や新工法・新技術による災害※2、新たな職業病※3を発生させました。

当時の労働基準法とそれに基づく規則による安全衛生対策は、急激に変化する産業社会の実態に対応できるものではないとして、1972年に労働安全衛生法が制定、施行されました。

- ※ 1 : 三井ポリケミカル千葉工場でエチレンガスが爆発し、工場建屋の屋根が吹っ飛び、24人が重軽傷を負った。
大阪の地下鉄工事現場のガス爆発や長崎の蒸気タービンロータの破裂事故により一般市民を巻き込んだ多数の死者が出た。
- ※ 2 : 新工法のリングビームが崩壊して8人が死亡した東京・荒川の橋脚工事における事故
- ※ 3 : チェーンソーによる白ろう病、キーパンチャーやレジ作業の頸肩腕症候群、不凍爆薬の増大によるニトログリコール中毒、染料の中間体として使用されるベンジジン中毒

労働安全衛生法において、改正前の労働基準法に比べて強化された事項は以下のとおりです。

- ① 主たる義務者が「事業者」とされた。
- ② 総括安全衛生管理者制度が設けられた。
- ③ 安全衛生委員会制度が省令から法律へ格上げ、強化された。
- ④ 安全衛生教育規定が強化された。
- ⑤ 製造流通段階における規制が強化された。
- ⑥ 健康管理手帳制度が創設された。
- ⑦ 検査代行機関等の制度が整備された。
- ⑧ 産業安全専門官と労働衛生専門官の制度が創設された。
- ⑨ 安全・衛生コンサルタント制度が創設された。

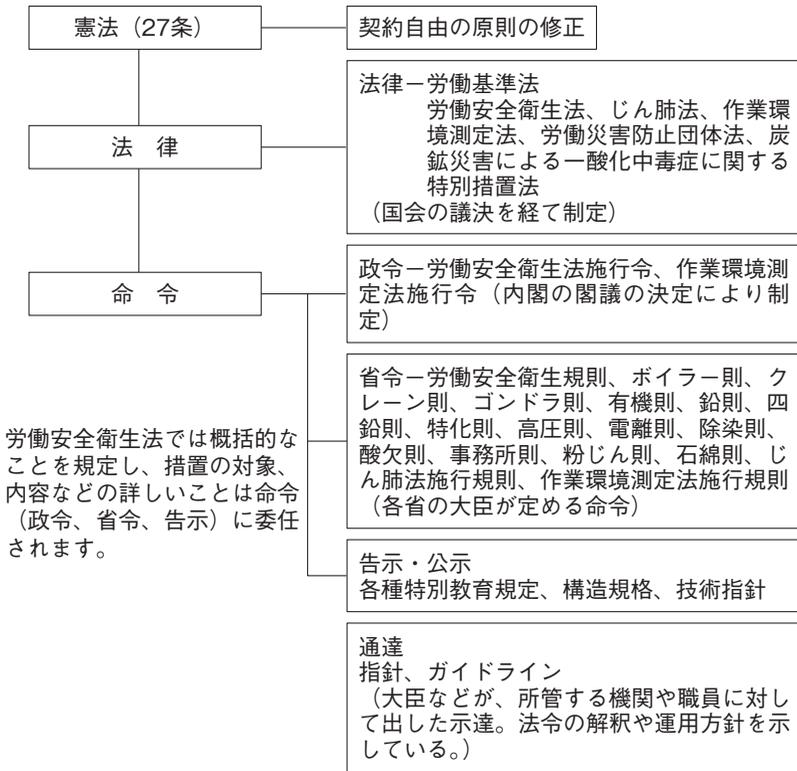
2 労働安全衛生法の体系

本来、契約というものは、その内容については当事者の自由に委ねられています。経済的弱者である労働者に本来の意味での契約の自由ではなく、労働契約において労働者は常に弱い立場に置かれ、歴史的に低賃金や長時間労働などの不利な条件を強いられてきました。

前述の憲法27条2項は、こうした歴史的経緯をふまえて、契約自由の原則を修正し、労働条件の設定に国が関与し、労働者の立場を保護しようとする趣旨に基づく規定です。本条の趣旨は、労働基準法、労働安全衛生法など多くの法律によって具体化されています。

労働安全衛生法の制定・改正には国会の議決が必要です（憲法59条）。法律のすぐ下位のものとして政令があり、労働安全衛生法施行令がこれに該当しますが、これは内閣が制定します（憲法73条6号）。政令の下には省令があり、労働安全衛生規則等がこれに該当しますが、大臣が制定します（国家行政組織法12条1項）。

その他に、告示、公示があります。さらに、法、政令、規則、告示をどのように解釈するかについておびただしい通達があります。



例えば、作業環境測定については以下のように規定されています。

労働安全衛生法65条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、